

第105号議案

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年(2012年)11月29日

提出者 町田市長 石阪丈一

## 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

町田市学童保育クラブ設置条例（昭和47年3月町田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

### （対象学童）

第3条 クラブに入会することができる者は、保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の保護者をいう。以下同じ。）の労働、疾病その他の理由により、適切な保護を受けられないと市長が認める小学校の第1学年から第3学年までに在学する児童とする。ただし、精神上又は身体上障がいのある児童であって、市長が特に必要と認めるときは、小学校の第4学年から第6学年までに在学する児童であっても入会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学童が次の各号のいずれかに該当するときは、クラブに入会することができない。

（1）精神上又は身体上著しい障がいがあるとき。

（2）病気にかかっているとき。

（3）保護者につき第11条第1項に規定する育成料又は同条第2項に規定する特別育成料の滞納があるときその他クラブの管理上支障があると市長が認めるとき。

第7条第1号中「入会した」を「入会している」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「指定した」を「指定する」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

（2）第5条第2項に規定する指導時間を超えた保育（以下「特別保育」という。）の利用の承認に関すること。

第10条及び第11条を次のように改める。

### （入会等の承認）

第10条 クラブに入会しようとする学童の保護者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 特別保育を利用しようとする学童の保護者は、市長（指定管理者を指定したクラブにあっては指定管理者。次条第2項及び第13条ただし書において同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

（育成料等）

第11条 クラブに入会した学童の保護者は、町田市学童保育クラブ育成料（以下「育成料」という。）として、月額6,000円を市長が指定した納期限までに納入しなければならない。

2 特別保育を利用する学童の保護者は、町田市学童保育クラブ特別育成料（以下「特別育成料」という。）として、1日の利用につき500円を、市長が指定した納期限までに納入しなければならない。この場合において、当該学童の1月当たりの特別育成料の額の合計額が2,000円を超えるときは、当該学童の特別育成料は、月額2,000円とする。

3 指定管理者を指定したクラブにおいては、市長は、指定管理者に特別育成料を指定管理者の収入として收受させるものとする。

第14条を第16条とし、同条の前に次の2条を加える。

（承認の取消し）

第14条 市長は、クラブに入会している学童が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の承認を取り消すことができる。

（1）第1条に規定する適切な保護を受けられるようになったとき。

（2）第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（退会）

第15条 クラブに入会している学童の保護者は、クラブを退会させるときは、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

町田市学童保育クラブ設置条例新旧対照表

部分は改正部分

改正後	改正前
(対象学童)	(保育対象)
<p><u>第3条 クラブに入会することができる者は、保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の保護者をいう。以下同じ。)の労働、疾病その他の理由により、適切な保護を受けられないと市長が認める小学校の第1学年から第3学年までに在学する児童とする。</u>  <u>ただし、精神上又は身体上障がいのある児童であって、市長が特に必要と認めるときは、小学校の第4学年から第6学年までに在学する児童であっても入会することができる。</u></p>	<p><u>第3条 保育の対象となる学童は、市長が保護者の労働、疾病その他の理由により適切な保護を受けられないと認める1年生から3年生までの児童とする。ただし、障がいのある児童については、市長が特に必要と認めるときは、6年生まで対象とすることができます。</u></p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、学童が次の各号のいずれかに該当するときは、クラブに入会することができない。</u></p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学童は保育することができない。</u></p>
<p>(1) <u>精神上又は身体上著しい障がいがあるとき。</u>  <u>(2) 病気にかかっているとき。</u>  <u>(3) 保護者につき第11条第1項に規定する育成料又は同条第2項に規定する特別育成料の滞納があるときその他クラブの管理上支障があると市長が認めるとき。</u></p>	<p>(1) <u>著しく心身に障がいのある学童</u>  <u>(2) 病気中の学童</u></p>
<p>(指定管理者が行う業務)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p>
<p><u>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>	<p><u>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>
<p>(1) <u>クラブに入会している学童の保育に関すること。</u>  <u>(2) 第5条第2項に規定する指導時間を超えた保育(以下「特別保育」という。)の利用の承認に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>クラブに入会した学童の保育に関すること。</u></p>
<p><u>(3) 略</u>  <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する業務</u></p>	<p>(2) <u>略</u>  <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定した業務</u></p>
<p><u>(入会等の承認)</u></p>	<p><u>(保育)</u></p>
<p><u>第10条 クラブに入会しようとする学童の保護者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p>	<p><u>第10条 クラブは、保護者の委託を受けて学童を保育する。</u></p>

町田市学童保育クラブ設置条例新旧対照表

部分は改正部分

改正後	改正前
<p><u>2 特別保育を利用しようとする学童の保護者は、市長(指定管理者を指定したクラブにあっては指定管理者。次条第2項及び第13条ただし書において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p>	
<p><u>(育成料等)</u></p>	
<p><u>第11条 クラブに入会した学童の保護者は、町田市学童保育クラブ育成料(以下「育成料」という。)として、月額6,000円を市長が指定した納期限までに納入しなければならない。</u></p>	<p><u>第11条 クラブに入会した学童の保護者は、町田市学童保育クラブ育成料(以下「育成料」という。)として、月額6,000円を納入しなければならない。</u></p>
<p><u>2 特別保育を利用する学童の保護者は、町田市学童保育クラブ特別育成料(以下「特別育成料」という。)として、1日の利用につき500円を、市長が指定した納期限までに納入しなければならない。この場合において、当該学童の1月当たりの特別育成料の額の合計額が2,000円を超えるときは、当該学童の特別育成料は、月額2,000円とする。</u></p>	<p><u>2 第5条第2項の規定により指導時間を超えて保育をするときは、当該保育を委託した保護者は、町田市学童保育クラブ特別育成料(以下「特別育成料」という。)として、月額2,000円を納入しなければならない。</u></p>
<p><u>3 指定管理者を指定したクラブにおいては、市長は、指定管理者に特別育成料を指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p>	
<p><u>(承認の取消し)</u></p>	
<p><u>第14条 市長は、クラブに入会している学童が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の承認を取り消すことができる。</u></p>	
<p><u>(1) 第1条に規定する適切な保護を受けられるようになったとき。</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u></p>	
<p><u>(退会)</u></p>	
<p><u>第15条 クラブに入会している学童の保護者は、クラブを退会させるときは、あらかじめ、</u></p>	

町田市学童保育クラブ設置条例新旧対照表

\_\_\_部分は改正部分

改正後	改正前
<p><u>市長にその旨を届け出なければならない。</u> (委任) <u>第 16 条 略</u></p>	<p>(委任) <u>第 14 条 略</u></p>